

第4回 あわらし男女共同参画審議会

日時 令和7年3月24日(月) 19:00～
会場 市役所 1階 101会議室

< 次 第 >

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

・第3次あわらし男女共同参画計画の策定について

4 その他

5 閉 会

あわらし男女共同参画審議会委員名列

任期: 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
<50音順 敬称略>

区分		氏 名	性別	摘 要	
1	委員	池田 直子	女	知識経験者	坂井健康福祉センター 福祉健康増進課長
2	委員	上野 芳慶	男	関係団体	市男女共同参画推進市民会議委員長
3	委員	大倉 秀之	男	地域の代表	特別養護老人ホーム 芦原メロン苑施設長 特別養護老人ホーム 湯の町メロン苑施設長
4	委員	加藤 由紀	女	地域の代表	
5	委員	北川 恭子	女	知識経験者	前(財)21世紀職業財団 福井事務所長
6	委員	北川 邦子	女	地域の代表	女性消防団、防犯隊員
7	委員	高橋 浩一	男	企業関係者	レンゴー(株)総務部長
8	委員	辻下 絹恵	女	教育関係者	芦原中学校PTA
9	委員	土成 眞知子	女	地域の代表	
10	委員	中西 亮太	男	企業関係者	(株)金津村田製作所事務課シニアマネージャー
11	委員	長谷川 幸子	女	関係団体	市男女共同参画ネットワーク会長
12	委員	前田 幸雄	男	地域の代表	地区副会長
13	委員	丸岡 加津枝	女	地域の代表	
14	委員	向井 泰昭	男	教育関係者	市校長会代表（金津東小学校校長）

区 分	役 職		氏 名
事 務 局	市民協働課	課 長	藤田 由紀
		課長補佐	三上 芳弘
		主 事	齊藤 由眞

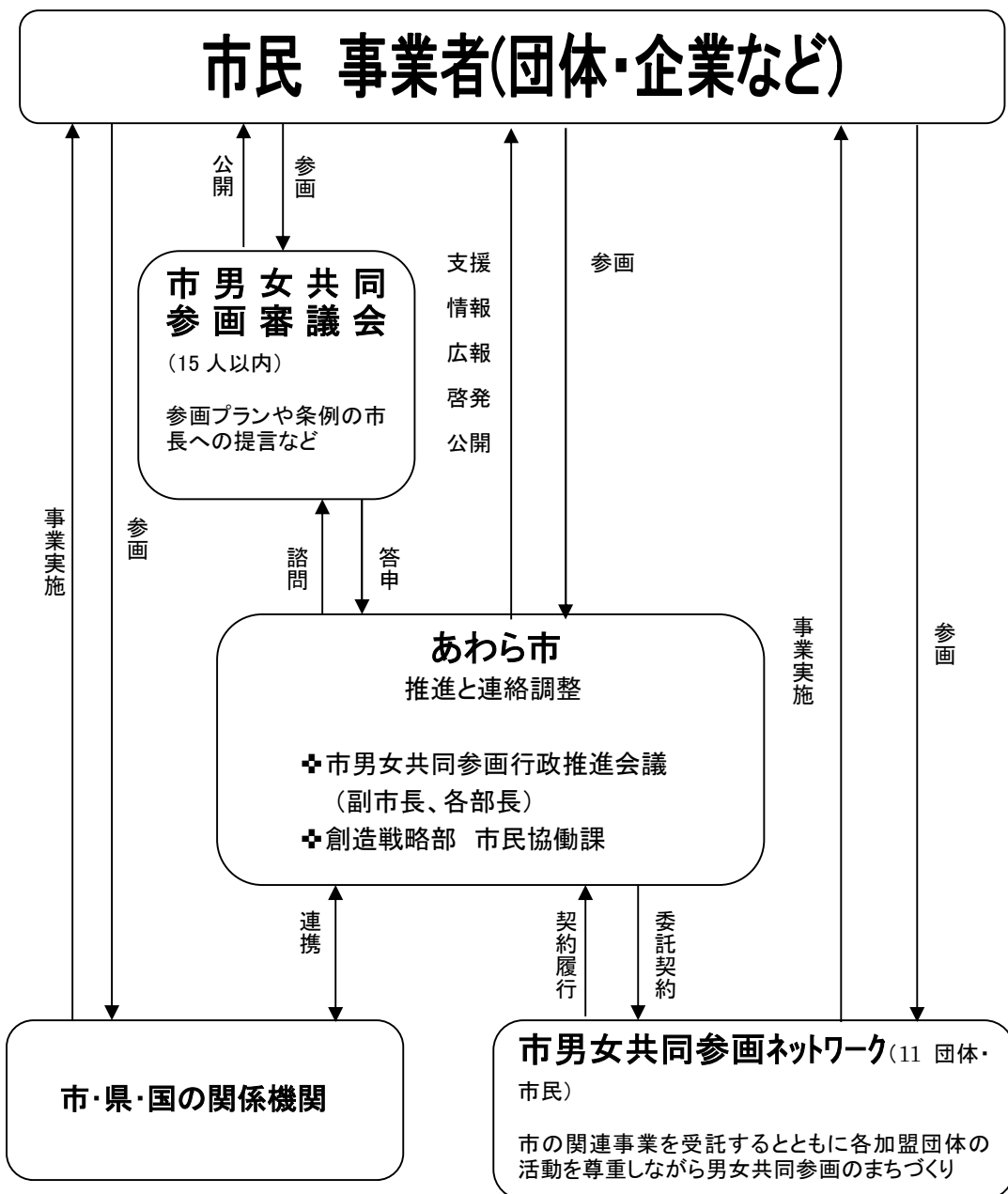
あわらし男女共同参画社会推進体制図

～男女が共に支えあい 共に歩み
共に輝く「あわら」をめざして～

あわらし総合振興計画

あわら男女共同参画プラン

あわらし男女共同参画推進条例



○あわら市男女共同参画審議会規則

令和2年3月27日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、あわら市附属機関設置条例（令和元年あわら市条例第24号）第3条の規定に基づき、あわら市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、あわら市附属機関設置条例第2条第2項に定める担当事務のほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) あわら市男女共同参画推進条例（平成19年あわら市条例第19号）第9条第1項に規定する基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的な事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 教育関係者

(2) 企業関係者

(3) 地域の代表者

(4) 関係団体の代表者

(5) 知識経験を有する者

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 審議会に、男女共同参画の推進に関する特別の事項又は専門的な分野について調査研究を行うため、専門部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任

期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会に関する庶務は、創造戦略部市民協働課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

パブリックコメントご意見

No	パブリックコメントの内容	回答（案）	関連頁
1	男女共同参画に関する宣言について	男女共同参画の宣言につきましては、第3次あわら男女共同参画プランを策定後、今後の活動を踏まえて検討して参ります	-
2	男女共同参画や女性のための総合的な施設の設置	現在は、坂井健康福祉センターや福井県生活学習館（配偶者暴力被害者支援センター）と連携しながら対応しております。今後も坂井健康福祉センターと連携をとりながら、対応を進めてまいります。	-
3	あわら女性活躍推進企業の認証制度の創設 あわら女性活躍推進企業の優良活動表彰の創設	あわら市独自での認証制度ではなく、県が実施する「『ふくい女性活躍推進企業』の認証・支援等」と連携しながら、女性が活躍する企業の推進を進めてまいります。	-
4	計画策定の趣旨または位置付けにおいて男女共同参画と『女性活躍推進』をセットで表現されたい。	「第1章 計画策定にあたり」の「1 第3次計画策定の趣旨」の部分で女性活躍推進の文言を追加いたしました。	P. 2
5	計画期間について、具体的施策を概ね5年間としていますが、10年計画の中間時点でK P Iを見直すのでしょうか。	第3次プランの「第5章 目標及び施策」の部分で計画の体系別具体的施策を掲載する予定であり、その各項目についてはおおむね5年間で見直しを行う予定としています。	P. 2
6	市民意識調査および事業所アンケートは貴重なデータであるため、『成果と課題』に区分し一覧にするなどして、分かりやすく表現していただくと、市民の関心もさらに高まると思われます。	「第2章 調査からみるあわら市の特性と課題」の中に「2 調査結果からみるあわら市の成果と課題（抜粋）」としてアンケート結果と考察の一部を取りまとめたものを掲載いたしました。	P. 4, 5
7	基本理念、視点、目標に、女性参画推進項目が盛り込まれていません。 職場に関する領域を追加してください。	「2 計画の基本的視点」に「(6)女性が活躍できる社会環境の構築」の項目を追加し、その中で女性の就労支援についても記載しました。	P. 28

パブリックコメントご意見

No	パブリックコメントの内容	回答（案）	関連頁
8	・教育・学習の充実において、男女共同参画モデル事業を継続実施してほしい。	現在、市内の小中学校では、男女共同参画や男女雇用機会均等法などをテーマにした授業が行われておりますので、今後も継続してまいります。	-
9	・ワーク・ライフ・バランスの支援策として県が推奨する『家事代行サービス』について、利用を推進するモデル企業を支援する制度を創設されてはどうか。	県では令和7年度からの実施を予定していることから、県の動向を見ながら連携を図ることを検討してまいります。	-
10	現状認識のために以下の項目を記載し、市民の意識高揚を図ってはどうか。 ・地方議会における女性議員の割合	あわら市議会における女性議員の割合を市ホームページ内の「男女共同参画推進状況および施策の実施状況の公表」で周知して参ります。	-
11	現状認識のために以下の項目を記載し、市民の意識高揚を図ってはどうか。 ・地域における男女共同参画リーダーの養成状況	現在は、男女共同参画ネットワークの会員に対して公益財団法人ふくい女性財団が実施する指導者養成講座等を受講するよう周知しておりますが、今後は市民に広く周知して参ります。	-
12	少子化問題について市民と現状を共有するため、以下の指標を公表してはどうか。 ・若年女性の流入出の状況	現在、市の「人口減少対策チーム」で「若年女性の流入出の状況」について把握しながら取組みを進めております。 今後の公表につきましては「人口減少対策チーム」や関係課と協議して検討してまいります。	-

パブリックコメントご意見

No	パブリックコメントの内容	回答（案）	関連頁
13	男女共同参画については、男女共同参画社会基本法を軸に、人権（ジェンダー）、両立支援、子育て支援、障害者支援、女性活躍など、その範囲はたきにわたります。現在のあわら市の組織において、相当数の部署が各法律に基づいて企画・立案されていると思いますが、横のつながり、情報共有は十分にできていますでしょうか。 あわら市が男女共同参画の必要性を認識し、市民とともに課題を共有し、イノベーションを起こそうとする動きは、市民の目線からはあまり見えないような気がします。 今世紀の最重要課題とされている男女共同参画社会の実現を、協力で推進されるよう、組織の再編や意思決定機関の統一など、組織変革の検討が望まれます。	市役所内における男女共同参画につきましては、庁内組織である「あわら市男女共同参画行政推進会議」において、連携を図っております。引き続き連携を進めるとともに男女共同参画の体制強化に努めてまいります。	-
14	第1章 4 持続可能な開発目標 開発目標に、5「ジェンダー平等を実現しよう」に加え、目標3「すべての人に健康と福祉を」を入れてはいかがでしょうか。	目標3「すべての人に健康と福祉を」について追記いたしました。	P. 2
15	【文言修正】第2章 3（4） （誤）特に、女性は、「家庭生活と仕事を『両立』させると仕事にもたずさわる」が「家庭生活を優先」させると回答した人が （正）特に、女性は、「家庭生活と仕事を『両立』させる」と「仕事にもたずさわるが『家庭生活を優先』させる」と回答した人が	文言の修正を行いました。	P. 10

パブリックコメントご意見

No	パブリックコメントの内容	回答（案）	関連頁
16	【文言修正】第3章 2 国内の動き （誤） 2019年 「女性活躍推進方」が改正されました。 （令和元年） 2020年 「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が策定されました。 また、「第5次男女共同参画基本計画」が策定され「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法」が改正されました。 （正） 2019年 「女性活躍推進法」が改正されました。 （令和元年） 2020年 「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が策定されました。 また、「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。 2021年 「改正育児・介護休業法」が施行され、 （令和3年）子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設等が定められました。	文言の修正を行いました。	P. 23
17	【文言修正】第3章 2 あわら市の動き （誤） 2007年（平成17年） （正） 2005年（平成17年）	文言の修正を行いました。	P. 24
18	【文言修正】第3章 2 あわら市の動き （誤） 2024年（平成26年） （正） 2024年（令和6年）	文言の修正を行いました。	P. 25

パブリックコメントご意見

No	パブリックコメントの内容	回答（案）	関連頁
19	第4章 計画の基本的な考え方 SRHRの文章で、『女性の』と、性別を入れる必要があるか要検討ください。	課内で精査し、『女性の』の表記を削除いたしました。	
20	第5章 重点項目2 (2) 事業者等の方針決定過程への女性の参画の促進 「女性の登用」 ➡ 「女性の活躍推進」 への変更 (体系別具体的施策 P36 (2)①にて、「女性の登用」 から「女性の活躍推進」 に変更しているため)	文言の修正を行いました。	P. 28
21	第5章 重点項目2 (2) 事業者等の方針決定過程への女性の参画の促進 「企業や民間団体等に情報の提供や協力の要請を行う」 ➡ 「企業や民間団体等に情報の提供を行う」 への変更 体系別具体的施策 P36 (2)①にて、「女性の登用」 から「女性の活躍推進」 に変更しているため	文言の修正を行いました。	P. 28